

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	公園占用許可	
根拠法令・条項	都市公園法 第6条第1項	
所 管 課	公園緑地部	公園監理課
審 査 基 準	<p>都市公園法 第7条</p> <p>第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合には限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>五 非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物</p> <p>六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p>	
標準処理期間	標準処理期間	公園占用許可申請を受付してから2週間
	標準処理期間を設定できない理由	